

平成29年11月定例会 総務委員会（事前）

平成29年11月21日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分 of 報告について

【報告事項】

なし

鈴木警察本部長

私からは、9月定例会以降の治安情勢と主要施策の推進状況について御報告いたします。

まず、県内の治安情勢についてであります。

刑法犯認知件数は、10月末現在3,072件と、前年同期と比較して267件、約8%減少しており、数値上は一定の改善が見られるところであります。

一方、交通事故死者数は、昨日現在29人と、前年同期と比較して17人減少しておりますが、11月6日今年3回目となる交通死亡事故多発警報が発令されたほか、例年、年末に向け重大事故の発生が増加する傾向にあることから、制服警察官による街頭活動を強化するなど、諸対策を推進してまいります。

次に、主要施策の推進状況について御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止であります。

まず、本年10月末現在、自転車盗などの街頭犯罪の認知件数は970件で、前年同期と比較して13件、約1.3%減少しているほか、空き巣などの侵入窃盗の認知件数についても249件で、前年同期と比較して45件、約15.3%減少しております。

こうした減少基調がより確かなものとなるよう、また年末に向け、強盗事件など凶悪事件の発生も懸念されることから、年末・年始特別警戒を実施し、深夜営業店舗に対する立ち寄り警戒や防犯指導を徹底し、重要事件の未然防止に努めてまいります。

次に、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺については、本年10月末現在、認知件数は58件、被害金額が約8,743万円であり、前年同期と比較して、発生件数は13件増加し、被害金額は約2,385万円減少しております。

このような中、県警察は、一昨年から増加している電子マネーを狙った架空請求詐欺の被害防止対策として、県下のコンビニエンスストアのレジカウンターなどに「有料サイト未納料金のコンビニ支払いが詐欺」と注意喚起する啓発POP700枚を配付するなど、広報啓発に努めているところであります。

また、取締りについては、だまされた振り作戦等により、息子や弁護士をかたったオレオレ詐欺のほか、金塊を購入させてだまし取ろうとした特殊詐欺事件など、10月末現在、12件6人を検挙しており、今後も被害の未然防止と検挙の両輪での対策を強化してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

本年10月末における、殺人・強盗等の重要犯罪の認知件数は38件、検挙件数は36件という状況にあります。

重要犯罪の具体的な事案としては、11月2日徳島市沖浜東の喫茶店において、暴力団組員が知人男性に対し拳銃で発砲した事案について、発生から約20分後に逃走途中の犯人を確保した殺人未遂事件や法改正後初適用となる強制性交事件のほか、小松島市坂野町の強盗事件、小松島市や鳴門市の建造物放火事件などの凶悪事件を検挙したところであります。

こうした犯罪の発生は、体感治安の低下につながることを踏まえ、引き続き未検挙事件の解決に努めるとともに、事件発生時には捜査力を集中させるなどして、早期検挙に向けた取組を推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底防止であります。

県下における人身交通事故は、10月末現在、発生件数2,595件、負傷者数3,177人であり、前年同期と比較して、発生件数は389件、13%減少し、負傷者数も501件、約13.6%減少しております。

しかしながら、全国的に、あおり運転など危険な運転行為による死傷事故が発生していることや本県における交通死亡事故の特徴を踏まえ、交通部職員により独自に作成したストーリー性のある広報啓発動画をユーチューブに掲載するなど、新たな手法により、交通マナーアップ元年の多面的な施策を推進しているところであります。

今後、年末に向け、更に日没が早まり、忘年会など飲酒の機会が多くなることを踏まえ、パトカーや白バイ等による見せる活動、早めのライト点灯やハンドルキーパー運動など知らせる活動を重点的に推進する、交通死亡事故ストップ90日作戦を実施中であり、引き続き悲惨な交通事故を1件でも減少させるよう努力してまいります。

第4は、大規模災害等への徹底対処であります。

県警察においては、大規模災害等緊急事態への対処能力の向上を図るため、10月15日、西部健康防災公園において開催された西部圏域防災訓練や、JR阿南駅において実物の列車を用いたJR四国旅客鉄道株式会社の職員と合同によるテロ対応訓練等を実施しております。

さらに、12月には、大阪府堺市に所在する近畿管区警察局災害警備訓練施設において、兵庫、岡山、鳥取県警察の広域緊急援助隊と合同により、地滑りや倒壊家屋を模した訓練ユニットを活用し、実災害を想定した救出救助訓練を実施する予定であります。

今後も、南海トラフ地震をはじめ近年増加している豪雨災害など、あらゆる自然災害に

対し迅速かつ的確な対処ができるよう、自衛隊、消防などの防災関係機関や自治体と連携した訓練を重ね、部隊の練度の向上に努めてまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

県警察では、今春策定した警察署再編整備等総合計画に盛り込んだ運転免許更新センターの設置場所について、運転免許人口の状況や更新者の利便性向上等の観点から検討を進め、先般、県南部は阿南市、県西部は阿波市に設置することを決定したところであります。

今後も、関係自治体と設置に向けた具体的な協議を進めるとともに、高齢者の免許更新手続の実態に鑑み、出張型更新手続など、更なる利便性の向上に向けた施策の実現に向け検討を進めてまいります。

委員の皆様方には、引き続き県警察に対する御指導を賜りますよう、お願い申し上げ、私からの報告といたします。

樫山首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、報告させていただきます。

交通事故が1件でございます。

お手元の、総務委員会説明資料の1ページを御覧ください。

内容につきましては、平成29年8月8日、徳島東警察署員の運転する捜査用車両が傷害事件現場に優先道路を走行して臨場中、安全確認を怠って進行してきた相手方車両と、交差点内で出会い頭に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を9,897円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は、以上でございます。

井川委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

樫本委員

ただいま本部長から、5点にわたっての警察行政の御報告を頂きました。

さきの6月定例会で、我が会派の丸若議員からも質問があったと思いますが、その関連でお伺いしたいと思います。5番目の組織基盤の徹底強化の御報告にありました、運転免許更新センターの設置位置についてでございます。

松茂町の旧空港の古いターミナルを活用してリフォームをした立派なセンターをつくられて、今、県民の皆さんに運転免許証を即日交付ということで、大変利便性が高くなって喜んでいらっしゃいます。

そういった利便性を考慮すると同時に、これからの高齢化時代にも配慮し、もちろん免

許証を即日交付し、できるだけワンストップでといういろんな狙いがあるって、組織強化の中で、運転免許更新センターを県南部と県西部に補強してつくっていくという流れであります。

そこで、県西部は阿波市、そして県南部は阿南市につくるというお話でございますが、大分煮詰まっていると思いますので具体的な場所について、この際、御報告いただければと思います。

#### 岡崎警務課長

運転免許更新センターの具体的な整備場所でございますが、関係自治体と協議を進めてまいりました結果、県南部の運転免許更新センターは、窓口を阿南警察署、講習会場を阿南警察署に隣接する阿南市役所第2仮庁舎、県西部の運転免許更新センターは、窓口、講習会場とも阿波市阿波町所在の阿波市役所旧本庁舎に設置することで決定したところでございます。

#### 樫本委員

阿南市は、阿南署と講習会場を隣の旧市役所を使うと、地元の自治体と相談したことだろうと思いますが、これは非常に良いことだと思います。県下には、再編によって剰余施設がたくさん出てまいりますので、こういったものを活用するということは、地域の住民にとってもなじみが深いし、財政的な面からも非常に良いのではないかと思います。

阿波市についても、旧阿波町の庁舎を活用すると、この庁舎も阿波市は新しく庁舎を建てられて余っているという状況で、これをうまく活用するということは良いことだろうと思います。そして、脇町にも近いし阿波市の中でも一番西の位置で、県西部の皆さんにもこの場所が適当ではないかと、私も歓迎をしたいと思います。吉野川市でなかったのは、しょうがないと思いますが、希望は持っています。

それで、この二つの場所に決定されたプロセス、結果についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

#### 岡崎警務課長

整備場所を決定した理由でございますが、運転免許更新センターの設置場所については、まず免許人口の状況や更新者の利便性向上を検討した上で、財政負担軽減の観点から、警察や自治体施設などの既存ストックを活用すること、機能面では、免許更新等の行政手続のみならず24時間体制の警察力の確保や防災力の強化など、治安対策等も含めた総合的な視点から適地を検討してまいりました。

県南部、県西部とも、これら要件を満たす最適地といたしまして、先ほど答弁させてもらった場所に決定をしたものでございます。

#### 樫本委員

良い選択であったと評価したいと思います。そして、従前のサービスよりも、更新者をはじめ免許返納者などの高齢化時代にも対応した、いろいろな面で今回の県警察の設備強化の再編というのは非常に良かったと思っております。

今後とも、プロセスの中で検討課題をしっかりと見据えて、更なる検討を加えていただきたい。従前の交通安全対策というのは、各署の交通安全協会がきめ細かく警察と一緒にしながら、また各地域の交通安全運動団体と連携しながら進んできたわけですが、こういった運動がしっかりと続いてできるかどうか、これはより大切でございますので、そういう視点も考えながら組織強化を進めていただきたいとお願いして質問を終わります。

中山委員

ソーシャル・ネットワーキング・サービス、いわゆるSNSに絡んだ大きな事件が発生しまして、非常に心を痛めているところであります。スマートフォンやネット環境の普及というのは、我々国民生活や経済活動で非常に利便性が向上しておりますけれど、その一方で、ネット空間というのは犯罪の巣窟になりかねない危険性をはらんでいるのではないかと考えています。

徳島新聞の1か月ほど前の夕刊で、交流サイトの犯罪被害は18歳未満で919件で、これは半期ベースでは統計を取り始めた2008年以降で最多、しかも被害者のほとんどが女性で、女子中高生が8割を占めているという内容で、特に危機意識の薄い若年層が被害に遭う傾向が強いとの報道がなされていました。

このようなことから、コミュニティサイト等の在り方を深く見直す時期にきているのではないかと考えております。

そこで、本県におけるコミュニティサイトを利用した犯罪による児童被害防止対策について数点伺いたいと思います。

まず1点目は、今申しましたように座間市における自殺サイトの殺人事件です。この度、テロ等準備罪というのが新たに施行されました。その内容は、テロに関わるものであれば犯罪につながる、事件になるということも聞いておりますけれども、この自殺サイトも見方によったら同じようなものではないかと思えます。その辺は、警察としてどのような見解を持たれているのかお伺いします。

船本生活安全企画課長

インターネット上には、児童ポルノ、規制薬物の広告に関する情報等の違法情報、また、直ちに違法とは評価されないものの自殺サイトや爆発物の製造方法に関するもの等、複数の有害情報が掲載されているものと承知しております。

警察といたしましては、このような状況を改善し、インターネット上における公共の秩序を維持するためには、こうした違法情報・有害情報の流通防止を図っていく必要があるものと認識をしております。

中山委員

確か、サイバー犯罪防止の部署も設けていましたよね。自殺サイトは非常に有害だと思うし今回の殺人事件にもつながっているのです、その部署で、もっと検索して、事件性を追及して事前に防ぐというのはできないのですか。

船本生活安全企画課長

県警察が把握した違法・有害情報等につきましては、その情報が事件捜査の端緒となり得る場合には、サイバー犯罪対策室と事件主管課が連携の上、事件化に向けた所要の捜査を進めることとしているほか、事件化に至らない場合においても、プロバイダ等に対して、契約約款等に基づく削除等の措置を依頼するなどの的確な対応に努めているところでございます。

中山委員

では、県内におきまして、18歳未満の人たちが行方不明になったという届出の状況はどうなんでしょうか。

船本生活安全企画課長

本県において、平成28年中に行方不明者届を受理した件数は555件で、そのうち18歳未満の児童については55名、また本年10月末現在においては、行方不明者届の受理件数は412件で、そのうち18歳未満の児童は44名となっております。

中山委員

55名が多いか少ないかの判断が難しいところですけど、その行方不明者届の受理をした後の警察の対応というのはどういう対応でしょうか。

井川委員長

小休いたします。（10時56分）

井川委員長

再開いたします。（10時56分）

船本生活安全企画課長

警察におきまして、行方不明者届を受理した場合には、行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性も考慮いたしまして、必要な捜査を行うなど行方不明者の生命及び身体の保護のため、迅速かつ的確な対応を図っているところでございます。

その上で、行方不明者が事件に巻き込まれているおそれがあるなど、その生命及び身体に危険が切迫している可能性がある場合には、関係警察署や関係都道府県警察への手配を行うとともに、警察ヘリ等の機動力を活用した捜索に加えまして、防犯カメラ画像の解析や携帯電話事業者に対して、携帯電話の位置探査を依頼するなどして、行方不明者の早期発見、保護に向けた活動を行っているところでございます。

中山委員

先ほど答弁いただいた55名の方の中で、長期間にわたる行方不明はあるのでしょうか。それとも、すぐに発見されているのですか。

船本生活安全企画課長

先ほど御答弁させていただきました、平成28年中及び平成29年10月末現在までに届出を受理しました18歳未満の児童に係る行方不明につきましては、全て発見されているところでございます。

中山委員

冒頭に申しましたコミュニティサイトによる犯罪被害に遭った18歳未満の児童は、どういうふうな犯罪被害がありますか。また、件数も分かれば教えてほしいと思います。

船本生活安全企画課長

県内における、コミュニティサイト利用による児童に係る犯罪被害の特徴につきましては、凶悪犯罪の被害はございません。いわゆる淫行や児童買春、児童ポルノといった福祉犯罪の被害に遭っているという特徴がございます。

過去3年間の発生件数の推移につきましては、平成26年中が12件、平成27年中が22件、平成28年中が5件、そして本年10月末現在が23件という状況になっております。

中山委員

例えば、喫茶店に入ったり電車に乗ったりすると、ネット依存というか必ず皆さんスマホを見ていて、特に学生さんはほとんど100%に近いと思います。

今説明を頂きました件数は、12件、22件、5件と非常に少ないので、これは分かっているものだけであって分からない部分はいくらあっても、氷山の一角だと思います。

スマホ会社もフィルタリングサービスを実施しておりますけれど、子供たちは親の目を盗んで解除したり、100%フィルタリングしているかといったら非常に疑問なわけです。やはり、学校、親御さん、警察がしっかりと連携して、犯罪被害防止に努めていかないと、これからますますこういった犯罪が増えてくると思います。やはり、一番は事件にしてくれたらいいのですが、サイトがすぐ事件になるというのは難しいのかもしれないので、そういったものをしっかりとチェックして防ぐ必要があると思います。

今後、そういうふうな犯罪に対して、県警察としてどのように取り組んでいくのかを伺いたいと思います。

船本生活安全企画課長

県警察におきましては、コミュニティサイトに起因する犯罪被害等の防止を徹底するために、一つは、携帯電話販売店等に対して、悪質なサイトへの接続を制限する委員御指摘のフィルタリングの普及促進の要請、また、サイバーパトロールにより援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを行った児童を発見した際に直接注意・指導するサイバー補導の推進、さらには、学校等の関係機関と連携した保護者及び児童に対する啓発活動などを行っているところでございます。

なお、本年6月23日に青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正が公布されまして、今後の法施行に伴い、携帯電話販売店等による利用者の年齢確認及び利用者が18歳未満である場合のフィルタリング機能の設定等が義務化される見込みとなっております。

警察といたしましては、今回の法改正も踏まえ、携帯電話販売店等に対する周知と更なるフィルタリング普及促進の要請、また保護者等に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育をより一層強化していく所存でございます。

#### 中山委員

人生経験がまだ豊富でないので、知らないうちにだまされているとか、そういう犯罪に巻き込まれているということも、これからますます多くなると思いますので、先ほど言われましたサイバー補導ということも非常に大事なことだと思います。

やはり社会全体として、子供を見守ることがこれからは必要不可欠になってくるかと思うので、教育は、親、学校の仕事だと思いますけど、警察も一緒になって、子供にとって安全安心な社会の構築のために、より一層強化をしていただきたいと要望して終わりたいと思います。

#### 庄野委員

今の話を聞いていて、そんなに行方不明者がいるんだと思って改めてびっくりしました。主には、認知症の方が行方不明になっていたりするんだろと思うのですが、18歳未満の子供がこれだけ行方不明になっていて、今お聞きしたら全員の所在といいますか、安否が分かったということなので安心しましたけれども、全国的には、1年間に18歳未満の子供たちがどれくらい行方不明になっているのか、届出がされているのか。数字が今分かったら教えていただきたい。分からなければ後で結構ですけども、そのうちの何名くらいが長期的に見つかっていないのか。

#### 船本生活安全企画課長

全国におけます18歳未満の児童の行方不明者の届出数については、現在、資料を持ち合わせておりません。後ほど調査をして分かればお答えしたいと思います。

それと、現時点における全国の行方不明者数については、一時的に家族等と連絡を取れなかった者、直ちに所在が判明する者ということが多く含まれておりますので、その推移が日々刻々と変化するというところで警察庁等においても、現時点における行方不明者数は持ち合わせていないと承知しておるところでございます。

#### 庄野委員

後ほど分かれば、教えていただけたらと思います。

それと、先ほど本部長からもありました11月2日の徳島市沖浜東での発砲事件ですけど、私もあの喫茶店には何度か行ったこともありますし、非常に身近なところで銃が使われてけがをするというふうなことで、一般の方も巻き込まれるおそれがあります。そういう意味では、銃の犯罪は近県でも起こっておりますけれども、やはり暴力団の関係者が銃の所持をして一般的な社会の中で使っているということで、本当にあってはならないことだと思います。

その中で、事件発生後の早い時間に確保できたというのは非常に敬意を表しますけれども、一般社会の中で、銃がいったいどれくらいまん延しているのか。

暴力団の関係者は、銃を持って、対立する暴力団員を撃ったりする抗争事件がよく発生しており、今回も県内の暴力団が関与していたというふうに聞いていますけど、暴力団に対して、銃もですけど、犯罪を防止するためにどんなことをやっているのか。

それから、暴力団以外でも、最近はネットとかで銃の部品を買って組立てたりすることが可能とお聞きしていますけど、過去にどのような銃の事件があって、どのくらい押収したのか。現在、県内にどのくらいの拳銃が所持されているのか。そんなことが不安になる要素ですけども、御説明いただけたらと思います。

#### 薄墨刑事部長

まず、発砲事件の概要について御説明したいと思います。

11月2日、平日の午後2時55分頃、沖浜東の喫茶店におきまして、被疑者が一緒に来店していた知人男性と口論となって拳銃を1発発射したものでありまして、被害者は右大たい部を負傷したものです。

通報を受けまして、警察官が現場臨場しましたところ、被疑者は既に逃走をしておりますして緊急配備を実施するなどした結果、発生から約20分後に徳島市川内町で被疑者を発見し、殺人未遂で逮捕したものでございます。逮捕した際、被疑者は回転式拳銃1丁を所持しておりますして、弾倉内には5発の弾丸と1発の空薬きょうが入っていたものでございます。

原因、動機については捜査中ではありますが、現在のところ、暴力団の抗争とか暴力団が絡むトラブル等が影響した事案ではないと考えているところでございます。

続きまして、過去の発砲状況と拳銃の押収状況について説明させていただきます。

県内における拳銃の発砲事件は、今回の事件も含めまして、過去10年で2件発生しているところでございます。本件以外の1件につきましては、平成23年4月、鳴門インターチェンジの待避所におきまして、暴力団組員の男がトラブルとなっていた男性に拳銃を発砲し、左大たい部を負傷させたものでございます。

拳銃の押収状況につきましては、今回の事件の拳銃は鑑定中でございますので含まれておりませんが、過去10年間で見てみますと41丁押収しているところでございます。

発見の状況につきましては、遺族の方が遺品を整理中に軍用拳銃を発見するケースが多くございますが、2年前の平成27年には警視庁と共同して、ガンマニアの男性を銃刀法違反で逮捕し、多数の改造拳銃を押収しているところでございます。

インターネットを利用した拳銃を押収した事例につきましては、全国的にはインターネット関連で去年46丁の拳銃が押収されているところでございます。拳銃の全押収量が341丁でございますので、十数%がインターネット関連の数字となっております。主な事例といたしましては、プラスチック拳銃という殺傷能力を有するものがありまして、これをインターネットで販売などをしているものを押収しているところでございます。なお、本県におきましては、インターネット関連での押収はございません。

銃器犯罪対策の取組状況といたしましては、暴力団が管理する拳銃に関する情報収集の徹底、取締りの推進、取締り関係機関との連携強化による密輸ルートの摘発、水際対策の推進、拳銃事犯の検挙及び銃器の摘発、突き上げ捜査の徹底、情報受付窓口を設けた違法銃器情報の収集などを行っているところでございます。

違法銃器を摘発するためには、広く情報収集を図ることが必要不可欠でございますが、具体的施策の一つといたしまして、拳銃110番を設けて有益な情報に対して報奨金を支払う制度がございます。本制度の概要は、ホームページ、地域警察官が発行する広報誌、あらゆる広報媒体を活用して周知を図っているところでございます。

拳銃がどの程度県内にまん延しているかどうかということにつきましては、数量的なものを把握できていない状況となっております。

#### 庄野委員

やはり、拳銃といえば暴力団というふうなことを思います。抗争はいろんな形で、関西近辺や九州でも起こっており、徳島県内でもそうしたことがあると思いますので、まずは暴力団の対策をきちんとやっていただきたい。

また、情報の収集、他県との情報交換みたいなのも言われていましたので、是非徹底していただいて、一般の方々に絶対に影響が及ばないようにしてほしい。

インターネットの話が先ほどありましたけれども、最近は改造銃みたいな物も、何でも買えるような時代でして、プラスチックの拳銃などもつくったりすることが可能と聞いています。そういう意味では非常に危ない時代ですので、拳銃110番があるということも初めて聞きましたけど、ありとあらゆる住民の不安要素を吸い上げて、犯罪が起こらないような平和な社会、そして、みんなで安全な社会をつくっていくような機運を今後とも盛り上げていただきたいと思います。

先ほど中山委員も言われてましたけれども、自殺サイトでこんなことが起こるのかと、身近なアパートでこんな猟奇的な殺人が起こるのかと、本当に考えられないようなことであります。安心して住んでいける、日本は世界の中でも一番治安が良くて安全だというふうなことがあります。日本の警察が治安を守っていると私は高く評価をしておりますので、そうした犯罪の何か芽があったら摘んでいけるような状況を、皆さん方で守っていただきたいと申し上げて終わります。

#### 山田委員

事前委員会といえども、9月に大問題になった三好警察署の誤認逮捕の問題等々は、その後どうなったかについて報告があってもしかるべきかと。あれだけ議論していたわけですから、そういう角度から幾つかの点について確認方、聞いてみたいと思います。

薄墨刑事部長から、特に今回の捜査の問題点ということで、客観的証拠収集に対する意識の欠如というのがまず挙げられる、また犯人性の吟味不足というのが挙げられる、またサイバー犯罪対策部門との連携が不足していたということが主な点として、9月議会で指摘をされました。

これらの不測事態を、その後どういうふうに変更されてきたのか、改善方法の具体的な方法について御報告いただけますか。

#### 薄墨刑事部長

誤認逮捕の再発防止対策ということでございますが、10月中旬に捜査幹部におきまして本件の問題点を踏まえ、全警察署に対する巡回指導を行い、より一層、緻密かつ適正な捜

査を徹底するよう指導しているところでございます。

さらに、あらゆる機会を通じて、個々の捜査員へのサイバー犯罪に関する捜査能力に努め、再発防止を図っているところでございます。

山田委員

余りにも一般的ではないですか。この委員会で、薄墨刑事部長から先ほど言ったように、客観的な証拠収集に対する意識の欠如があったと。これはどうなったのか、どういうふうに徹底したのか。また先ほど、犯人性の吟味不足もあったと。そして、サイバー対策部門との連携不足と、主にこの三つの点を挙げられたのが、先ほど、全警察署のほうで徹底はしましたというふうな話でしたけども、具体的にどのように徹底されて、二度とこういう事件は起こらないというような方向になったのですか。

具体的な検討結果について御報告ください。

薄墨刑事部長

個別の事件捜査につきまして、本部の関与等を強めるなどして一つ一つきめ細やかな捜査に心掛けているところでございます。

山田委員

それでは分かりません。具体的に答弁してなかったら別ですよ、ここで9月議会で答弁されたんでしょう。こういう問題点があったということで、その問題点についてはこういうふうに対応しましたと、改善方を進めましたと具体的に御報告いただかないと、一般的に徹底しましたというふうなことだったら、何のために9月議会にあれだけ議論を重ねてきたのですか。明確な答弁を頂けますか。

船本生活安全企画課長

サイバー犯罪対策部門との連携の改善強化について、御答弁をさせていただきます。

県警察におきましては、サイバーセキュリティ総合対策委員会というのを柱にいたしまして、サイバー犯罪対策プロジェクト、サイバー攻撃対策プロジェクト、組織基盤強化推進プロジェクト等の体制をさきに構築しておりました。

今回の誤認逮捕事案を受けまして、例えば、被疑者の特定、令状請求等々につきまして、サイバー犯罪対策プロジェクト、サイバー犯罪対策室になりますけれども、そちらのほうに事前に報告を上げて、警察本部も犯人性の吟味について慎重に検討するというような対策を、サイバー本部においては執ってきたところでございます。

山田委員

サイバー対策は、具体的な改善方法が出てきました。それ以外の分については、具体的にどういうふうに取り組まれたのですか。

井川委員長

小休いたします。（11時22分）

井川委員長

再開いたします。（11時24分）

薄墨刑事部長

捜査上の問題点といたしまして、客観的証拠収集に対する意識の欠如、犯人性の吟味の不十分、ネット犯罪への対応等の問題点がございました。こういった点につきまして、一つ一つ警察本部の関与を強めて再発防止について、検討していくということでございます。

個別の事件については、各々異なりますので、総括的な答弁については控えさせていただきます。

山田委員

総括的な答弁は控えたいということですが、せっかくここで議論してきたのに、やはり具体的な方向についてこうだったということについては、別に捜査上の問題点ということにはならないのではないですか。もう少し突っ込んで御答弁できないのですか。

薄墨刑事部長

繰り返しになりますが、個別の事件については個々具体的に異なりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

山田委員

とても納得がいかない。いったいどういうふうに、ここで議論になったことが、また県民から見られたことが、警察の中で改善が図られたのか。サイバー犯罪対策は、具体的な方向を受けました。

そうしたら、客観的証拠収集に対する意識の欠如や犯人性の吟味不足ということの原因についての具体的な改善については、個別案件なので分かりません、そのまま図りますという理解ですか。

薄墨刑事部長

犯人性の吟味は、それぞれ事案ごとに応じて、犯人の被疑者の自供状況等に照らし合わせて、その裏付け捜査を適切に行い犯人性を確実にしていく。また供述に対しては、裏付け捜査を徹底して、供述を吟味していくということを全体的にはやっていくと指導しておりますが、個々の事件につきましては、それぞれ異なるということで、そのことに関して一つ一つ警察本部と詳細に詰めていきながら、再発防止について努めていきたいと考えているところでございます。

山田委員

納得はできませんが、質問時間の関係もあります。

警察本部と警察署の連携も再発防止に不可欠だというふうな答弁も度々されました。こ

れは、どのように改善が図られたのですか。

薄墨刑事部長

警察本部と警察署との連携は、先ほどサイバー犯罪に特化しての答弁をしましたが、特に逮捕状請求予定事件に係る連携の強化ということで、逮捕状請求前には本部、事件主管課からサイバー犯罪対策室に事件概要を報告し、被疑者特定の手続について検討するということを徹底することといたしております。

それと、警察本部と警察署におきまして、各段階で十分に吟味、検討していく。捜査部門、事件主管部門全体でチェック機能を強化していくことといたしております。

山田委員

今の状況については、引き続き検証していかないといけないと思っておりますが、最後にこの問題で、9月議会の一つの焦点になって、樫本委員からも検察庁と連携しながら誠意を持って対応したいというふうな答弁が度々繰り返されました。あれから日にちもたつわけですけども、もちろん検察庁のことですけども、ここに、検察庁等とも連携をしながら誠意を持ってという9月議会での答弁もありました。

当然、把握をされていると思うので、今の状況について御報告ください。

薄墨刑事部長

検察庁と必要な連携をいたしまして、誤って逮捕してしまった方に対しては、10月末に被疑者補償規程に基づき、専門学生に対する保証がなされているところであります。

山田委員

今のはもう少し具体的に言ったら、1,000円から1万2,500円までというふうなことですけれども、1万2,500円かける19日間の分が支払われたという認識でいいのですか。

薄墨刑事部長

金額につきましては、個人のプライバシーに関わることですので、答弁を差し控えさせていただきます。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時30分）